

## 平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金497,373,737円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 理 由

平成25年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。